



平成 24 年 3 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマウラ
代表者名 代表取締役社長 山浦 速夫
(1780 東証 名証 第1部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 中島 光孝
電話番号 0265-81-6010

訴訟の判決(控訴審判決)に関するお知らせ

瀬黒茂子他3氏との間で損害賠償請求訴訟(控訴審)について係争しておりましたが、平成24年2月29日、東京高等裁判所において判決の言い渡しがありましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 訴訟の経緯

建築建物の基礎工事に瑕疵があったとして、平成17年7月1日、原告 瀬黒茂子、瀬黒義弘、平野りつ子の3氏が当社に対して3億6,765万2,979円の損害賠償を求め長野地方裁判所伊那支部に訴訟を提起いたしました。平成23年9月2日付「訴訟の第1審判決に関するお知らせ」の通り判決を受け、当社はこれを不服として東京高等裁判所に控訴し係争中でありました。

2. 判決の内容

- ① 本件控訴をいずれも棄却する。
- ② 控訴費用は、控訴人の負担とする。

3. 今後の見通し

受領した判決書の内容を精査した上で、今後の方針を決定してまいります。開示が必要な場合は速やかにお知らせいたします。

4. 業績に与える影響

当社は、第1審の判決を受けて、平成24年9月期第1四半期までに必要相当額を引当て済みであり、この判決が業績に与える影響は無い若しくは軽微であります。

以 上